●我が国の学術の発展・研究力強化に関する検討委員会設置要綱

（令和３年６月２４日
日本学術会議第３１３回幹事会決定）

（設置）

第１　日本学術会議会則第１６条第１項に基づく課題別委員会として、我が国の学術の発展・研究力強化に関する検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（職務）

第２　委員会は、研究力後退の原因究明と、低落を続ける日本の研究力回復を早期に実現するため、様々な学術政策がどのように研究力に影響を与えたかについて、長期にわたる客観的事実に基づいた解析を行い、その成果を今後の科学技術政策に反映させるための提案を行うこと等を目的とする。具体的には、「現在」から３０年程度を遡って様々な政策の影響を科学的根拠に基づき解析することにより、全ての学術領域に共通する問題を俯瞰的視点で整理するとともに学術全体にわたる課題を抽出して研究力低下の原因を探り、効果的な政策について検討を深める。

（組織）

第３　委員会は、２０名以内の会員又は連携会員をもって組織する。

（分科会）

第４　委員会に、次の表のとおり分科会を置く。

分　科　会	調査審議事項	構　成	備　考
我が国の学術の発展・研究力強化に関する検討委員会・学術情報のデジタルトランスフォーメーションを推進する学術情報の基盤形成に関する検討委員会合同少子化時代のサステナブルな学術環境・エコシステムに関する分科会	１．学術活動を支える学術環境と学術エコシステムの現状とその将来像に関する審議 ２．将来の学術コミュニティ、学術活動の成果発信等の学術環境の在り方に関する審議 に関すること	20名以内の会員又は連携会員	設置期間：令和５年２月22日～令和５年９月30日

（設置期限）
第５　委員会は、令和５年９月３０日まで置かれるものとする。

（庶務）
第６　委員会の庶務は、事務局各課・参事官の協力を得て、事務局参事官（審議第二担当）において処理する。

（雑則）
第７　この要綱に定めるもののほか、議事の手続きその他委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附　則
この決定は、決定の日から施行する。

附　則（令和５年２月２２日日本学術会議第３３９回幹事会決定）
この決定は、決定の日から施行する。